

○国土交通省告示第千百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年十一月七日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之土地内から曾於市大隅町荒谷字荒谷地内までの間及び鹿児島県曾於市大隅町大谷字乗田地内から同市大隅町岩川字鳥居川地内までの間）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之土、字十三塚、字持土、字堀込、字石縊、字夏迫、字堂田、字地蔵免、字平木、字木場田、字水流丸及び字梅木迫並びに下高隈町地内

鹿児島県曾於郡大崎町野方字六反割、字古瀬松、字柿木段、字中迫、字大久保段、字岩井場段、字又流合、字椿山、字後堀、字出口、字宮ノ本、字天神段、字前段、字本田、字塗木、字牧、字中谷、字若松、字後迫、字山崎、字上ノ迫、字籠ノ谷及び字西川地内

鹿児島県志布志市有明町野神字前迫地内

鹿児島県曾於市大隅町荒谷字西迫、字西川及び字荒谷、大隅町大谷字乗田、字後田、字高尾、字小松、字満枝、字瀬戸、字寺田、字四月田、字太郎野、字本城及び字木場田並びに大隅町岩川字城ヶ迫、字道ヶ迫、字五部、字松木田、字曲田、字吉原、字前畑段、字鳥居川、字前段及び字チシャノ木地内

2 使用の部分 鹿児島県鹿屋市串良町細山田字十三塚、字石縊、字夏迫、字堂田、字地蔵免、字平木、字木場田、字水流丸及び字梅木迫並びに下高隈町地内

鹿児島県曾於郡大崎町野方字六反割、字柿木段、字中迫、字大久保段、字岩井場段、字又流合、字椿山、字後堀、字出口、字宮ノ本、字天神段、字前段、字本田、字塗木、字牧、字中谷、字若松、字後迫、字山崎、字上ノ迫、字籠ノ谷及び字西川地内

鹿児島県志布志市有明町野神字前迫地内

鹿児島県曾於市大隅町荒谷字西迫及び字荒谷、大隅町大谷字乗田、字後田、字高尾、字小松、字満枝、字瀬戸、字寺田、字四月田、字太郎野、字本城及び字木場田並びに大隅町岩川字城ヶ迫、字道ヶ迫、字五部、字松木田、字曲田、字吉原、字前畑段、字鳥居川及び字前段地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之土地内の鹿屋串良インターチェンジ（仮称）から曾於市大隅町岩川字鳥居川地内の曾於弥五郎インターチェンジまでの延長約17.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「東九州道」という。）は、北九州市を起点とし行橋市、大分市、延岡市、宮崎市、日南市、鹿屋市等を経て鹿児島市に至る延長約436kmの路線である。

東九州道が通過する鹿屋市、曾於郡大崎町及び曾於市（以下「本件地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としてはかんしょ、畜産品としてはブロイラー、肉豚及び肉用牛が生産されており、主に陸上輸送により鹿児島県内外へ出荷されている。また、本件地域を含む大隅半島には、桜島、佐多岬等の観光資源が

あり、鹿児島県内外から観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間とおおむね並行する一般国道269号及び一般国道504号は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない箇所があり線形が悪く、これらの箇所を中心に交通事故が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである東九州道及び一般国道10号（単人道路）を介して高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡し、本件地域と、鹿児島市、熊本市、福岡市等の鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、線形不良箇所等がある一般国道269号及び一般国道504号の代替路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等へ与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年10月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年7月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているハチクマ及びアカハライモリが確認されている。ハチクマについては、営巣は確認されておらず、その行動圏は広範囲に及ぶため影響は軽微であると評価されている。アカハライモリについては、計画路線周辺に広く生息していることから影響は軽微であると評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリ及びフウラン、準絶滅危惧として掲載されているマツバラシロ及びエビネの生育が確認されているが、生育地は計画路線から離れており、直接改変されないことから影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち7箇所については発掘調査等を完了しており、既に記録

保存等の措置が講じられている。起業者は、残る4箇所についても鹿児島県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年11月22日に都市計画決定され、平成17年12月9日に変更決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、取得必要面積、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、一般国道269号及び一般国道504号には線形不良箇所等があることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、東九州道沿線の知事等からなる東九州自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県鹿屋市役所、同県曾於郡大崎町役場、志布志市役所及び曾於市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上、字十三塚、字持土、字堀込、字石縊、字夏迫、字堂田、字地藏免、字平木、字木場田、字水流丸及び字梅木迫並びに下高隈町地内

鹿児島県曾於郡大崎町野方字六反割、字古瀬松、字柿木段、字中迫、字大久保段、字岩井場段、字又流合、字椿山、字後堀、字出口、字宮ノ本、字天神段、字前段、字本田、字塗木、字牧、字中谷、字若松、字後迫、字山崎、字上ノ迫、字箆ノ谷及び字西川地内

鹿児島県志布志市有明町野神字前迫地内

鹿児島県曾於市大隅町荒谷字西迫、字西川及び字荒谷地内